



2020年7月6日

各 位

会 社 名 株式会社フリークアウト・ホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 Global CEO 本田 謙  
 (コード番号：6094 東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役 CFO 永井 秀輔  
 (TEL 03-6721-1740)

**第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、  
 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び  
 第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了のお知らせ**

2020年6月19日付の当社取締役会において決議いたしました株式会社SBI証券（以下「割当先」といいます。）を割当先とする、第三者割当による、株式会社フリークアウト・ホールディングス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第2回新株予約権付社債」といいます。）、株式会社フリークアウト・ホールディングス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第3回新株予約権付社債」といいます。）、第2回新株予約権付社債とあわせて、個別に又は総称して、「本新株予約権付社債」といいます。）及び第10回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「第10回新株予約権」又は「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、今般の本新株予約権付社債及び本新株予約権発行の詳細につきましては、2020年6月19日付で公表いたしました「第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに資金の借入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<第2回新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払 込 期 日	2020年7月6日
(2) 新株予約権の総数	30個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	新株予約権付社債：額面50,000,000円につき51,000,000円 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,117,734株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 下限転換価額は951円であり、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における交付株式数は1,577,287株です。
(5) 調達資金の額	1,530,000,000円
(6) 転換価額	当初転換価額：1株あたり1,342円 なお、第2回新株予約権付社債の発行要項第12項第(7)号④に記載のとおり、転換価額は2022年7月6日に1回のみ修正されることがあります。但し、上方修正される場合の修正後の転換価額は修正日の直前に有効な転換価額を上限とし、下方修正される

	場合の修正後の転換価額は 951 円を下限とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	株式会社 SBI 証券
(9) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：2023 年 7 月 6 日
(10) 償還価額	額面 50,000,000 円につき 50,000,000 円
(11) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。</li> <li>・2023 年 6 月 4 日以降に、割当先との事前の同意に基づき、本新株予約権付社債を取得することができる、ソフトマダトリー条項が付されております。</li> </ul>

<第 3 回新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払込期日	2020 年 7 月 6 日
(2) 新株予約権の総数	30 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	新株予約権付社債：額面 50,000,000 円につき 50,000,000 円 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	957,854 株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 下限転換価額は 1,119 円であり、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における交付株式数は 1,340,482 株です。
(5) 調達資金の額	1,500,000,000 円
(6) 転換価額	当初転換価額：1 株あたり 1,566 円 なお、第 3 回新株予約権付社債の発行要項第 12 項第 (7) 号④に記載のとおり、転換価額は 2023 年 1 月 6 日に 1 回のみ修正されることがあります。但し、上方修正される場合の修正後の転換価額は修正日の直前に有効な転換価額を上限とし、下方修正される場合の修正後の転換価額は 1,119 円を下限とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	株式会社 SBI 証券
(9) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：2023 年 7 月 6 日
(10) 償還価額	額面 50,000,000 円につき 50,000,000 円
(11) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。</li> <li>・2023 年 6 月 4 日以降に、割当先との事前の同意に基づき、本新株予約権付社債を取得することができるソフトマダトリー条項が付されております。</li> <li>・本第三者割当契約において、第 3 回新株予約権付社債の発行要項第 12 項第 (4) 号に定めにかかわらず、第 3 回新株予約権付社債の発行後当初 2 年間は、原則として、当社の同意なく転換しない旨の制限を付すことについて割当先と合意しております。</li> <li>・当社は割当先との間で締結いたしました本第三者割当契約において、第 3 回新株予約権付社債について、その発行から 2 年後に残存する第 3 回新株予約権付社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円に金 4 円の手数料を加えた金額で割当先より買い取ることができる旨を合意いたしました。</li> </ul>

【第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債に付されるソフトマダトリー条項について】

本新株予約権付社債には、下記の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が当社に

付与され、当社は、割当先との事前の同意に基づき、当該権利を行使することができる旨を合意いたしました。かかる権利を行使する場合、当社は、2023年3月6日以降2023年4月6日までに、一定期間前までの事前通知を行ったうえで、(i) 通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる40連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii) 本新株予約権付社債権者の保有する本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当たり平均VWAPの95%を乗じて得られる額を差し引いた額(正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。)に相当する現金を交付財産として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

・1株当たり平均VWAP:当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる40連続取引日に含まれる各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

<第10回新株予約権発行の概要>

(1)	割 当 日	2020年7月6日
(2)	新株予約権の総数	9,714個
(3)	発 行 価 額	総額3,118,194円
(4)	当該発行による潜在株式数	971,400株 本新株予約権については、下記(6)に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 下限行使価額(下記(6)をご参照ください。)においても、潜在株式数は971,400株です。
(5)	調 達 資 金 の 額	1,090,114,794円(注)
(6)	行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 1,119円 本新株予約権の発行要項第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が784円(以下「下限行使価額」といいます。)を下回る場合又は下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8)	割 当 先	株式会社SBI証券
(9)	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。</li> <li>・当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結いたしました。本第三者割当契約において、以下の内容が定められております <ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回</li> <li>・割当先による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul> </li> <li>・また、本第三者割当契約の規定により、割当先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会による承認を要します。</li> </ul>

(注) 調達資金の額は、第10回新株予約権の払込金額の総額及び第10回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、第10回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本第10回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。